

仕 様 書

1 業務名

山の手図書館改修工事に伴う事務室一時移転等業務

2 業務概要

本業務は、札幌市山の手図書館改修工事に伴い、札幌市山の手図書館 1 階から 2 階多目的室への移転（以下「第 1 段階作業」という。）を行い、工事終了後に再び現事務室への復旧移転（以下「第 2 段階作業」という。）を行う、物品移設作業及びそれらに付随する作業を内容とした業務である。

3 履行場所

札幌市山の手図書館（札幌市西区山の手 4 条 2 丁目 1-20）

4 履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 28 日（日）までとする。

本業務は、第 1 段階作業と第 2 段階作業の二期に分けた業務であるため、下記のとおり履行期間を二分割するものとする。

(1) 第 1 段階作業：契約締結日～令和 7 年 9 月 30 日（火）

この日程内で作業を完了できるよう、委託者と作業日程を調整すること。多目的室への移転可能日は令和 7 年 9 月下旬予定だが、受託者は委託者と協議のうえ柔軟に対応できるよう、移転日の調整を行うこと。また、工程上必要な事前作業等が生じる場合は、作業実施前に委託者と協議し、工程調整を行った上で作業を実施すること。

なお、多目的室への移転については、委託者からの要請に応じて作業実施日変更する可能性がある。その際は実施日及び工程の変更に応じること。

(2) 第 2 段階作業：復旧移転可能日～令和 7 年 11 月 30 日（日）

復旧移転可能日は、令和 7 年 11 月中旬予定だが、受託者は委託者と協議のうえ柔軟に対応できるよう、移転日の調整を行うこと。

なお、事務室への復旧移転については、委託者からの要請に応じて作業実施日変更する可能性がある。その際は実施日及び工程の変更に応じること。

5 作業時間

本業務の遂行にあたり、委託者及び各事業者と綿密な協議を行い、工期を調整のうえで作業工程表を作成し、委託者の了承を得て施工にあたること。

6 提出書類

契約締結後、下表に定める書類をそれぞれの期限内に、委託者に提出すること。ただし、作業別に必要な提出書類についても、別途本仕様書にて定めるので、留意すること。

	書類名	部数	提出期限
1	業務責任者指定通知	1 部	契約締結日から 1 週間以内
2	作業工程表 ※第 1 段階作業・第 2 段階作業 別で作成	1 部	第 1 段階作業：契約締結日から 1 週間 以内 第 2 段階作業：作業開始 1 週間以上前
3	完了届（※本市様式） ※第 1 段階作業・第 2 段階作業 別で作成	1 部	各移転作業完了後ただちに
4	現状レイアウト図	1 部	契約締結日から 1 週間以内
5	多目的室レイアウト図	1 部	契約締結日から 1 週間以内
6	注意事項等レイアウト手順書 ※第 1 段階作業・第 2 段階作業 別で作成	1 部	第 1 段階作業：契約締結日から 1 週間 以内 第 2 段階作業：作業開始の 1 週間以上前
7	仮設事務室レイアウト完成図 （電気・電話・LAN 配線経路図）	1 部	第 1 段階作業：作業完了後ただちに提出 ※第 1 段階作業のみ

※ 本業務については、セキュリティを考慮した運用及び個人情報保護に関する資格（※ 1）及び、オフィス環境整備等についての適正化に関する資格保有者（※ 2）に従事させることが望ましい。ただし、困難な場合は資格を所有する者から支援をうけられるような体制を整備すること。上記資格者は、業務責任者指定通知書に有資格者である旨を記載し、認定証のコピーを添付すること。

※ 1 個人情報保護士（財団法人全日本情報学習振興協会）。

※ 2 認定ファシリティマネージャー資格（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会。）

7 業務内容

(1) 事業者間調整及び作業工程表の作成

ア 業務の性質上複数業者が立ち入りするため、時間管理及び施工手順の調整を受託者が行うこと。また上記 6 に定めた期限内に作業工程表を提出し、委託者へ内容を説明すること。

イ 作業工程表は 30 分単位とし、第 1 段階作業、第 2 段階作業ごとに作成すること。

(2) 現状レイアウト図の作成

ア 現事務室（図書整理室を含む）の現状レイアウト図を作成し、上記 6 に定めた期限内に提出すること。

イ 事務机、書庫、OA 機器、図書館業務端末ほか、備品の配置・寸法が分かるよう、詳細な図面を作成すること。

ウ 現地調査については、原則図書館休館日（毎月第 2・第 4 水曜日）又は業務終了後

(火～木曜日 19 時以降、金～月曜日 17 時以降) とし、事前に委託者と日時調整を行ったうえで実施すること。

エ 移設予定の什器・備品(机、イス、書庫、OA 機器、図書館業務端末など)を色分けすること。

オ 現状レイアウト図の記載方法は問わないが、添付図面をもとに作成すること。なお、手書きによるものは不可とする。

(3) 多目的室レイアウト図の作成

ア 多目的室レイアウト図を作成し、上記 6 に定めた期限内に提出すること。

イ OA 機器、図書館業務端末ほか、備品の配置・寸法が分かるよう詳細な図面を作成すること。

ウ 多目的室のレイアウトプランは、電気・LAN すべての配線について委託者との十分な協議を行うほか、事務作業の効率化等を十分に考慮し、また安全性や適正な配置及び配線(電源、OA 機器・図書館業務端末配置、通信機器配置、床加重耐性、セキュリティ、判り易さ)についても配慮したうえで作成し、委託者へ説明すること。

エ 委託者と協議のうえ、什器・備品にナンバリングを行い、現状レイアウト図との整合性を図り、移動位置が分かるようにすること。

オ OA 機器、図書館業務端末については、委託者の要望に応じてシステムごとに色分けすること。

カ 多目的室レイアウト図の記載方法は問わないが、添付図面をもとに作成すること。なお、手書きによるものは不可とする。また、事務室以外の部屋から移動予定の備品もあるため、委託者に確認すること。

(4) 什器・備品等の移動

ア 第 1 段階作業については、委託者と事前に協議し、多目的室レイアウト図に沿って什器・備品を配置すること。

イ 第 2 段階作業に使用する段ボールは、原則として第 1 段階作業で使用したものとするが、破損や物品の増加等による不足分は、受託者が調達すること。

ウ 第 2 段階作業については、委託者と事前に協議し、現状レイアウト図に沿って移動前の配置となるよう什器・備品を配置すること。

また、第 2 段階作業時は、エレベーターを使用することができないため、エレベーターを使用しない移動方法を検討・実施すること。

エ 備品の搬出入の際は必ず養生を行うこと。

オ 本業務に係る作業によって、建物を著しく損傷した場合は、速やかに受託者の責にて復旧すること。

(5) OA 機器・図書館業務端末の移設

ア 委託者が指定する保守業者と十分な協議を行ったうえで移設作業を行い、動作確認及び設定作業も行うこと。廊下及び多目的室の配線は必要に応じてモールにて処理を行うこと。

イ 第 2 段階作業では、第 1 段階作業で設置した床モールの撤去及び配線撤去を行い、

移転前と同様の状態にして引き渡すこと。

ウ 移動の際は OA 機器・図書館業務端末を傷つけることのないよう梱包を行うこと。

なお、梱包資材は受託者が調達すること。

エ OA 機器移設後は、イントラネット接続確認を行うこと（複合機・プリンター印刷テスト含む）。

オ 図書館業務端末は、委託者が指定する保守業者立ち会いのもと、移設・動作確認を行うこと。

カ 配線、その他部材が不足した場合等、業務履行上必要な物品は受託者の責で用意すること。

※移設 OA 機器・図書館業務端末・什器は以下の通り。

	物品名	数量
1	イントラネット PC	10 台
2	複合機	1 台
3	プリンター	1 台
4	図書館業務端末	3 台
5	図書館業務端末用プリンター	1 台
6	図書館業務端末用机	4 台
7	シュレッダー	1 台
8	事務椅子	10 脚
9	作業台	1 台
10	冷蔵庫	1 台
11	キャビネット (900mm×900mm×500mm)	1 台

(6) 電源・LAN ケーブル等配線作業

ア 委託者と事前に協議したうえで、多目的室レイアウト図に基づいた配線業務（撤去・敷設・調整）を決められた期間及び時間内に行うこと。

イ 多目的室の配線は来客や職員の往来、館内改修工事に支障をきたさないよう設置すること。

ウ LAN 配線及び OA タップ・延長ケーブルは原則既存配線を利用するものとし、不足分は受託者が調達すること。また、復旧移転の際に上記部材をそのまま使用することが好ましいと受託者が判断した場合は、受託者負担で多目的室への新規配線使用も可とする。

エ 電気の既設線は現事務所に残置し、第 2 段階作業時はその線を再び使用すること。

オ 床配線は必要に応じてモール処理にて行うこと。第 2 段階作業では、第 1 段階作業で設置した床モールの撤去及び配線撤去を行い、移転前と同様の状態にして引き渡すこと。

(7) 不要物品、不要部材の撤去

第 1、第 2 段階作業の際に発生した残材及びレイアウト作業にて不要となる部材・備品等は、委託者からの指示に従い、法令に基づいた引取処理を行うこと。

8 札幌市環境マネジメントシステムへの協力

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

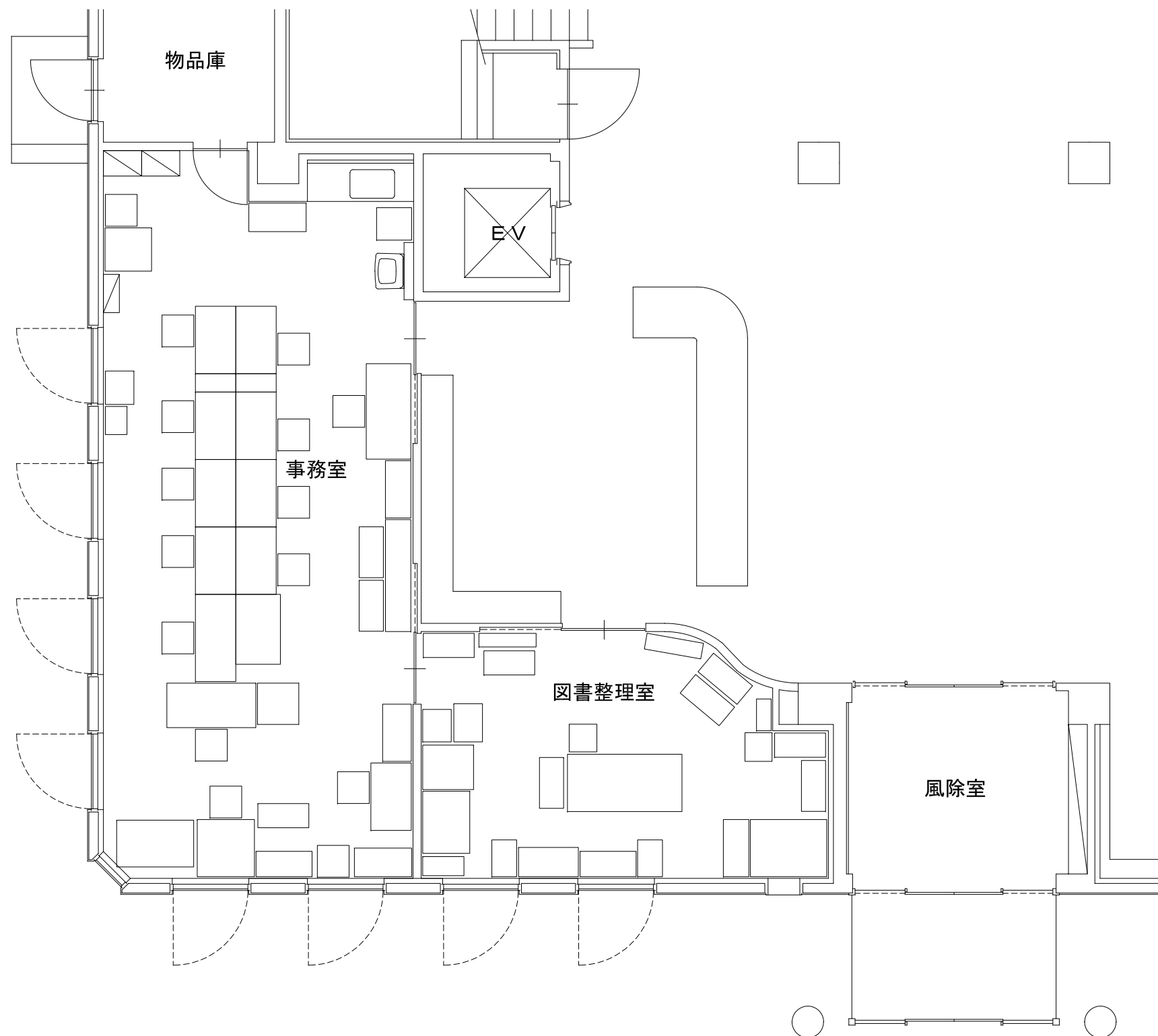
9 個人情報保護について

業務の運営にあたり、受託者は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守し、個人情報の取扱いについて細心の注意を払うこと。また、個人情報保護のため、個人情報取扱安全基準適合申出書（別紙 1）を提出し、その内容について契約締結前までに担当課の評価を受けること。

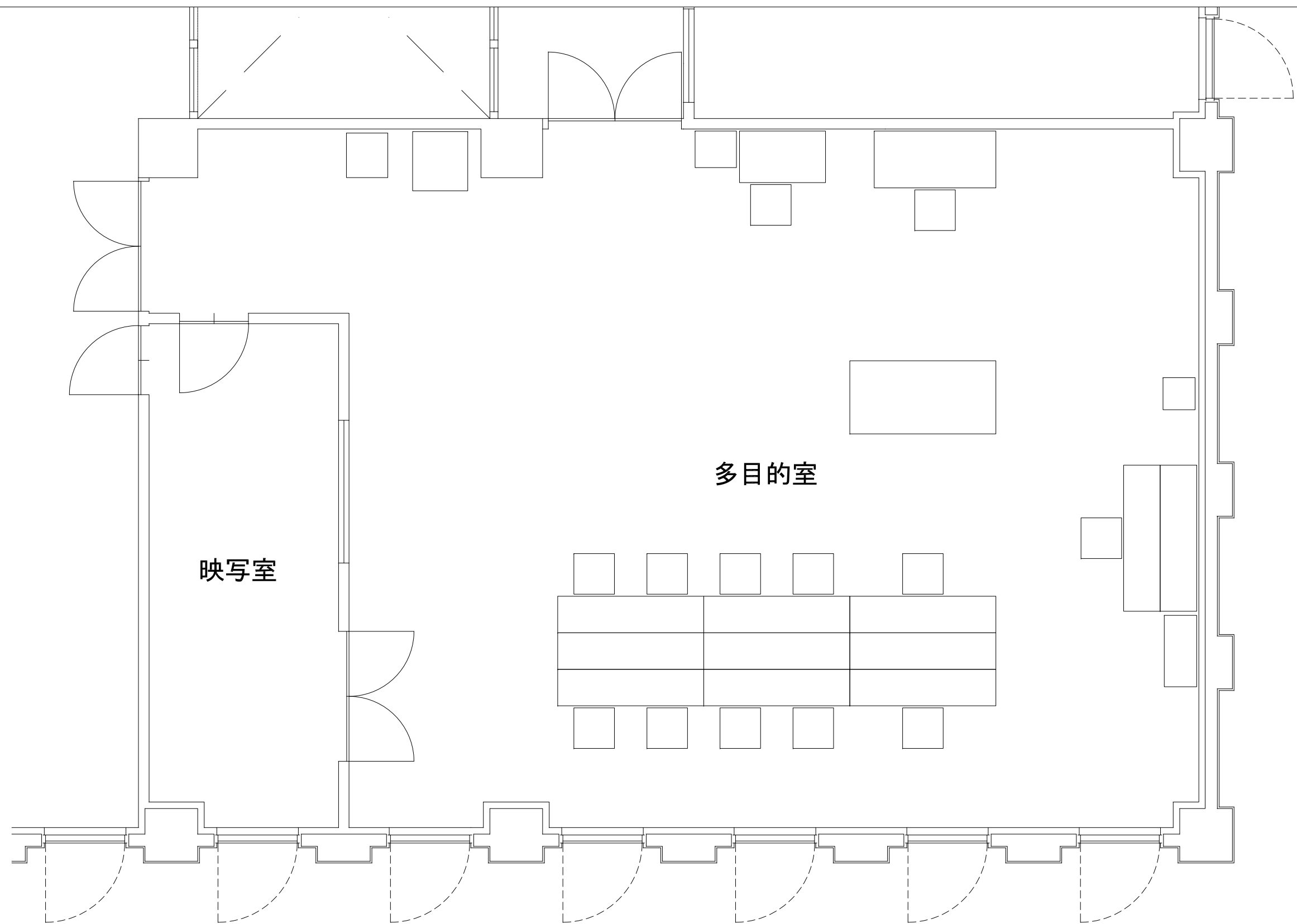
- (1) 業務上取扱う個人情報について、遺漏、滅失、毀損等がないよう最新の注意を払うこと。
- (2) 業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。契約期間終了後も同様とする。
- (3) 第 1 段階作業・第 2 段階作業の個人情報の管理の状況について、個人情報取扱状況報告書（別紙 2）を提出すること。

10 その他

- (1) 本業務を円滑に進めるため、入札前に、委託者と協議の上、作業現場等の事前調査を十分に行い、適正な作業計画を検討のうえ見積を行うこと。
- (2) 本業務については、作業内容が多岐に渡るため、履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに工程管理等を正確に行い、委託者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (3) 履行にあたっては、安全衛生管理、作業場所の養生、整理整頓及び清掃を徹底すること。
- (4) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障、破損、事故等は受託者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については委託者と協議の上、履行しなければならない。
- (6) 業務完了届提出後の検査実施日から 1 年以内に本業務履行不備による不具合が生じた場合は、受託者の責で対応すること。



札幌市 山の手図書館 1F 事務室
現状レイアウトイメージ図



札幌市 山の手図書館 1 F 事務室
仮設レイアウトイメージ図